（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第三条　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第二十六条の二の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第二十六条の二の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［同上］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　同上］ 三　［同上］
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百七十条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百七十条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［同上］

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第四条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百七十条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第百七十条の十二**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［同上］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　同上］ 三　［同上］

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十一条の十一**　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［略］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　略］ 三　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十一条の十一**　法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　［同上］ 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ　有価証券（ホに掲げるもの及びヘに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。） ［ロ～ト　同上］ 三　［同上］